

政統発0529第1号
令和8年5月29日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)
(公 印 省 略)

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第七条第三号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令等の制定について（通知）

人口動態調査の実施につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令」（令和4年デジタル庁・総務省令第1号）第7条第3号に規定する事務の処理に係るシステム（以下「人口動態調査事務システム」という。）に必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令及び人口動態調査事務システム機能要件の標準又は帳票要件の標準等を定める告示を定め、令和8年5月29日に施行することとなりました。

つきましては、以下について、御了知の上、貴管内の保健所長及び市区町村長※に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

※ 中核市には、都道府県から御連絡していただけるようお願いいたします。

なお、標準化基準として、今般定めた内容は、人口動態調査事務システム標準仕様書に規定している内容に準拠しており、当該仕様書一式は、当省ウェブサイト（※）にて公開しております。

※標準仕様書（人口動態調査）https://www.mhlw.go.jp/stf/jinkoudoutai_std.html

（参考） 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

<https://laws.e-gov.go.jp/law/503AC0000000040>

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令

<https://laws.e-gov.go.jp/law/504M60004008001>

1. 制定の内容

(1) 機能要件の標準

人口動態調査事務システムの機能等（法第2条第2項に規定する機能等（法第5条第2項第3号イからニまでに掲げる事項を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能（人口動態調査事務システムの管理及び連携に関する機能、調査票に関する機能等）に関し、要件を規定。

(2) 帳票要件の標準

人口動態調査事務システムの機能等のうち、標準化のための統一的な基準を定めるべき電磁的記録を出力する書面の様式（各種人口動態調査票、事件簿等）に関し要件を規定。

(3) 実装区分

人口動態調査事務システムに必ず実装しなければならない機能、実装するか否かについて、人口動態調査事務システムを開発する事業者が判断する機能又は人口動態調査事務システムに実装してはならない機能の別を規定。

(4) 適合基準日

人口動態調査事務システムが標準化基準に適合していなければならない日を規定。

(5) その他所要の規定

2. 施行日

令和8年5月29日